

結成20周年
新たな大躍進
に向け出発！

日刊労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）
電話 { (鉄電) 千葉 2935・2939番
(公) 043(222)7207番

99.8.24 No. 5008

の要求を支持する。しかしこの
当然の要求は、國労本部あるいは
社民党段階で事実上にぎり潰
されてしまっている状況にある。
しかも國労のなかには今、総
團結のかけ声のもとに、一切の

一、全員の解雇撤回・不当
労働行為の是正のため、不当
87年4月1日に通り地元
JRの採用措置を講ずること。
二、地元以外のJR各社を
希望する者についても上記
記「1」と同様に採用の措
置をとること。
三、解決時に退職を希望す
る者については、本人希望
を尊重した再就職の斡
旋を行うこと。
四、この間の争議により強
いられた、一切の損害金
及び諸経費について解決
金として清算すること。

5月26日、國労闘争団全国連
絡会議幹事会は、「闘争団とし
て譲れない要求」として、次の
四点を確認し、國労本部に提出
している。

闘争団の要求

【五〇〇七号より続く】

改革法承認を撤回し 闘いの原点へ！下

異論を封じてしまおうとする状
況がつくられ、また現場の組合
員の苦闘とは全く関係のないと
ころで、政府や自民党、JR連
合などと通じた一部幹部が様々
な陰謀をめぐらし、国鉄闘争と
國労を内部から蝕んでいく動き
が顕在化している。

● 高まる危惧の声

こうした状況のなかで、國労
の内外から、この間の國労本部
の動きに対する批判、抗議の声
が高まりつつある。改革法承認
の撤回と現執行部の退陣を求
める声、3・18臨大で改革法を承
認したことに対する意見は留保
しながらも、自民党や自由党に
提出した念書は3・18臨大決定
をも逸脱しているという声など、
そのトーンは様々だが、現場の
組合員は、誰も國鉄改革法の承
認などよしとはしていないのが
現状だ。

闘争路線の根本的 的な問い合わせ直しを

われわれも、國労闘争団のこ
の要求を支持する。しかしこの
要求は、國労本部あるいは
社民党段階で事実上にぎり潰
されてしまっている状況にある。
しかも國労のなかには今、総
團結のかけ声のもとに、一切の

▼國労がずっと主張してきた
政治の場での全面一括解決とい
う路線のもつ問題点、▼「政府
が解決に向けて動きだしている」
と現状認識の問題点、▼96年の
8・30申し入れのもつ意味、▼
5・28反動判決に対する極めて
あいまいな対応がもつっていた問
題点、▼3・18臨大での改革法
承認がもつ意味、▼闘争団の仲
間たちの不屈の奮闘をお荷物・
重荷としてしか見ない一〇四七
名闘争の位置づけ、▼国鉄闘争
がもつ決定的に重要な位置を、
現在の政治状況全体、日本の労
働者や労働運動がおかれた全体
状況のなかから考えようとした
い発想など、一切は密接に関わ
りあって、ある意味では必然的
に現状をつくりだしている問題
であり、「ここまでではないが、
なかつたが、これ以上は問題が
ある」と裁断できるものではな
い。だからこそ、原点にかえつ
た闘いの根本的な総括が必要な
のである。

● 「解決局面」論

例えば、今最大の焦点となっ
ている國鉄改革法の承認問題だ
が、政府やJR、そしてJR總
連やJR連合が束になつて國労
はわれわれの闘い如何である」
「だから苦渋の選択として改革
努力してまいりたいと表明して
いる」「改革法を承認すれば政
治が動く」「その後の解決水準
はわれわれの闘い如何である」
こうした主張は、昨年の5・
28反動判決以降とりわけ声高に
言われるようになつた。5・28
決判までが、「政府が解決構造
を示したもの」と主張され、政
府・自民党が次々とハードルを
高くするたびに、國労側の主張
は逆にどんどん明日にでも解決
するかのようにトーンが高まる
といふまさに転倒した事態を生
みだして、それを唯一の根拠と
して國鉄改革法の承認問題だと
道上の問題・新たな雇用問題と
か、訴訟の取り下げだとか、人
権問題などと闘争の範囲を広げ
てはならない。しかし、それによ
つては、國労の立場がますます弱
くなるだけだ。そこで、國労側は
これまでの主張を改めて、國労
の立場を強調する形で、國労の立
場を明確に示すために「解決局
面」を提唱したのである。

● 深刻な危機

闘争団を先頭とした12年に及
ぶ闘いが、明らかに政府やJR
とJR連合・革マルの結託体制
を窮屈に追いつめているとい
うことと、この間國労本部が言
う「解決局面を迎えていた」という
主張は全く別のものである。そ
れを混同したような議論は絶対
に間違いだ。

この間政治の場で様々な動き

に何を迫ってきたのか、分割・
民営化から12年が経つ今もなお、
りつづける意図は何なのか。彼
ら自身その意図は何ひとつ隠そ
うともしていなかつたし、始め
から明らかなことであつた。率
直に言えば、一人相撲のよう
に言いくるめるような主張をし
ていたのは、國労本部の一部の
役員だけという、極めて漫画的
な関係でしかなかつたと言つて
過言ではない。

改革法によつてJRが発足し
ているという事実だけならば、
われわれ全てがそれによって首
を切られ、日々差別をされ、だ
からこそそれに対して12年にわ
たる闘いをつづけているわけで、
誰も否定する者などいるはずも
ない。今さらそんなことが問題
になつてゐるのではないのは明
白なことだ。だから、「改革法
の承認までは仕方がないが、自
由党や自民党に提出した念書や
『運輸省メモ』は逸脱だ」という
ような議論は、實際は成立しよ
うのないものである。

改訂法によつてJRが発足し
てはいるが、それによって首
を切られ、日々差別をされ、だ
からこそそれに対して12年にわ
たる闘いをつづけているわけで、
誰も否定する者などいるはずも
ない。今さらそんなことが問題
になつてゐるのではないのは明
白なことだ。だから、「改革法
の承認までは仕方がないが、自
由党や自民党に提出した念書や
『運輸省メモ』は逸脱だ」という
ような議論は、實際は成立しよ
うのないものである。

改訂法によつてJRが発足し
てはいるが、それによって首
を切られ、日々差別をされ、だ
からこそそれに対して12年にわ
たる闘いをつづけているわけで、
誰も否定する者などいるはずも
ない。今さらそんなことが問題
になつてゐるのではないのは明
白なことだ。だから、「改革法
の承認までは仕方がないが、自
由党や自民党に提出した念書や
『運輸省メモ』は逸脱だ」という
ような議論は、實際は成立しよ
うのないものである。

改訂法によつてJRが発足し
てはいるが、それによって首
を切られ、日々差別をされ、だ
からこそそれに対して12年にわ
たる闘いをつづけているわけで、
誰も否定する者などいるはずも
ない。今さらそんなことが問題
になつてゐるのではないのは明
白なことだ。だから、「改革法
の承認までは仕方がないが、自
由党や自民党に提出した念書や
『運輸省メモ』は逸脱だ」という
ような議論は、實際は成立しよ
うのないものである。

改訂法によつてJRが発足し
てはいるが、それによって首
を切られ、日々差別をされ、だ
からこそそれに対して12年にわ
たる闘いをつづけているわけで、
誰も否定する者などいるはずも
ない。今さらそんなことが問題
になつてゐるのではないのは明
白なことだ。だから、「改革法
の承認までは仕方がないが、自
由党や自民党に提出した念書や
『運輸省メモ』は逸脱だ」という
ような議論は、實際は成立しよ
うのないものである。

が始まっているのは、国労本部の路線的な誤り、動搖にも係わらず一〇四七名闘争団が頑として屈せずに不屈の闘いを貫き、またJR体制の困難な状況のもとで国労組合員が歯を食いしばつて頑張りぬいたからに他ならない。しかしここでも本末転倒した関係が生みだされてしまつて、現在の国労本部の役員はそのことを忘れ、現場の闘いと無関係に政府・自民党の土俵で「解決」できることを発想している。しかしここでも本末転倒した結果であると言わざるを得ない。

しかもこうなつてしまえば、民労や自由党への念書はこうして積み重ねの結果、ある意味では自然の流れとして行き着いた結果であると言わざるを得ない。

しかし、この結果として、JR総連も危機感を抱いて「JR大再編」など、また再び分割・民営化政策見直し議論が高まるなど、JR体制は明らかに危機に陥っている。このときこそ不動の構えが必要である。

◎歴史の曲がり角

いま歴史は大きな角を曲がろうとしている。第一四五通常国会では、戦後日本の国家・社会のあり方を根底から覆すような反動法案が、ほとんどまとまらず審議も経ずに次々と成立した。

日本は、今国会での周辺事態法を始めとしたガイドライン法の制定をもつて、再び戦争で生きる国家として世界に登場することを宣言したのだ。これは、いざというときに労働者への戦争協力が強制されるというレベルにとどまる問題ではない。労働運動をとりまく全ての条件が抜本的に変わることを意味する。

それのみならず、日の丸・君が代を国歌・国旗として制定し、組織的犯罪対策法・盜聴法が制定され、国会には憲法調査会が設置された。さらには住民基本台帳法の改悪によって、国民総背番号制が導入される。労働法制をめぐっても、労基法の改悪に続いて、労働者派遣法・職安法の改悪が強行された。

また、失業率は戦後最悪の四・九%、三二九万人に及び、経済白書では過剰雇用がさらに二二八万人都告されている。国鉄分割・民営化型の荒っぽい労働者の首切りが全国で吹き荒れ、多くの労働者が悲惨な状況に置かれている。しかも、リストラ計画を主管大臣に提出し承認された企業には政府が税制上、商法上の優遇措置を与えるという、産業再生法も今国会で成立した。特に措置の期限3年という短期間に、膨大な首切りの嵐が吹き荒れることは間違いない。

こうした情勢を真正面から見すれば、自民党との要請・折衝で国鉄闘争が解決するというような発想が間違いであることは明らかだ。むしろ、戦後政治の総決算という極めて大がかりな攻撃の根幹にすえられた国鉄攻撃は、こうした情勢に規定されて、新たな質をもつた国鉄労働運動への解体攻撃として仕掛けられているということをはつきりとさせなければならない。

◎怒りの声の先頭に

JR体制の危機

国鉄闘争は、大失業と戦争の時代の攻防の焦点として火花を散らし、日本の労働者と労働運動の未来をかけて闘わっている。支配階級は闘いをどうしても潰したいと考えており、またこの闘いが権力の前に潰えたら、これから日本の労働運動がどれほどの困難に直面し、労働者の権利がどれほど手痛い打撃を受けることになるかは明らかだ。

むしろ国鉄闘争は、これからこそ十数年頑張りぬいてきたこの意味が輝くときを迎えていきの道のりは確かに厳しくとも、われわれには負けてはいないという確信がある。

◎今こそ不動の構えを

◎「政治決着路線」
なぜこのような倒錯した事態が起きたのか。その前提に「政治の場における全面一括解決」という基本方針があるからだ。これは、「中労委の場における全面一括解決」方針が、形を変えたものだが、国労の闘いの方針は、組合員や全国の支援の仲間たちの団結と闘いを信頼し、その力に依拠するのではなく、労働委員会や裁判所、政府などで「解決」しようという点でこの

客観的な情勢認識の欠落

闘いは極めて偉大な地平を切りひらきながら、眞の解決がどれほど遠のき、どれほどの困難に直面してきたのかをこそはつきりと見すえなければならない。

結局、この一年余りの過程で一〇四七名闘争をめぐって急速に進行したことは、闘いの主体であるはずの国労が、闘いの主導権、主体的な決定権を失い、それが政府権力の側に移つてしまつという深刻な事態であった。

この間の国労の運動に最も欠けているのは、客観的な情勢認識である。現在の国鉄闘争をめぐる攻防戦を、われわれが直面する経済的、政治的な情勢全体との関係のなかに位置づけて正面から見すえるという視点が全くと言つていればぬけ落ちてしまつているのだ。